

平成二十二年十月十九日受領  
答 弁 第 三 三 三 号

内閣衆質一七六第三号

平成二十二年十月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出郵便割引制度不正事件に係る大阪地方検察庁特別捜査部主任検事の証拠改竄に  
関連した同特捜部元幹部への公費支給の有無等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出郵便割引制度不正事件に係る大阪地方検察庁特別捜査部主任検事の証拠改竄に関連した同特捜部元幹部への公費支給の有無等に関する質問に対する答弁書

一について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えたい。

二について

一般に、検察当局が在宅の被疑者に対して、取調べのため出頭を求める場合、御指摘の出頭に要する「一連の費用」について、公費は支出していないものと承知している。

三から八までについて

お尋ねの両名については、御指摘の期間、年次休暇を取得しているものと承知しており、その間、御指摘の費用を含め公費支出はなされていないものと承知している。

また、お尋ねの移動手段及び宿泊先については、両名の年次休暇中における行動であり、承知していない。